

美浜の会ニュース

No. 142

2016. 9. 13

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (代表) 小山 英之
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 郵便振替: 00950-6-308171 (美浜の会)
⇒ ホームページURL <http://www.jca.apc.org/mihama> ⇐

頒 価 300円
購読料 年2千円

福島原発事故と熊本地震の教訓も省みず、再稼働に突き進む政府・規制委

琵琶湖に最も近い老朽原発美浜3号の寿命延長を阻止しよう

老朽原発は廃炉に！署名を広げよう (10月末最終集約)

安定ヨウ素剤 「服用の明確な基準はない」 (規制庁)

5 km圏外でも「事前配布と避難時に服用」の原則を国の指針に明記させよう

◆美浜3号の寿命延長の先には、廃炉が決まった美浜1・2号のリプレースも狙う関電

関電・規制委員会は、40年超えの高浜1・2号に続いて、美浜3号の寿命延長も狙っている。美浜3号は新規基準に合格しているとする「審査書案」へのパブコメが9月2日に終了した。基準地震動は過小評価のまま、熊本地震のような複数回の揺れの審査は実施せず等々の問題はそのままに、9月中にも「審査書」を確定し、設置変更を許可しようとしている。しかし、これからまだ、工事計画と運転期間延長申請を11月末までに認可しなければ寿命延長はできない。

関電は、出力の小さい美浜原発1・2号の廃炉を決めているが、膨大な改造工事費用をかけてでも、関電原発発祥の地である美浜で原発の火を絶やすなど3号機の寿命延長に必死になっている。3号機の寿命延長の先には、1・2号のリプレース(建て替え)を狙いたいという関電の思惑がある。関電社長は、11名もの下請け作業員が死傷した美浜3号機事故から12年目の8月9日に「ここ美浜の地で、永続的に原子力事業を行っていく」と述べ、2030年時点で原発比率を20~22%とする国のエネルギー政策に関し、「2030年の時点で、達成できただけでは意味がない。30年以降も一定比率が必要。比率を維持するためには必ずリプレース(建て替え)が必要だ」と、原発依存路線を描いている。関電のこの思惑を広く宣伝し批判を強めよう。

◆琵琶湖に最も近い美浜3号

老朽炉の寿命延長については、自治体から批判や慎重な意見が強まっている。8月23日の京都府と30km圏内7市町、国、関電が参加する「地域協議会」では、高浜1・2号の寿命延長が議論になった。コンクリート等の劣化評価で、国は実測値ではなく推計値で合格と判断している。これについて、実証して検証しなければ安全性は確認できない等、国の審査を厳しく批判する意見が噴出した。京都府知事は「古い原発は慎重の上に慎重を期すべき」と述べ、「再稼働を容認しない考えをあらためて示した」(8月23日京都新聞WEB)。

9月21日(水) 国相手の大飯原発運転差止裁判 大阪地裁202号法廷

10:45 傍聴券の抽選 別館南側玄関前

11:00 第19回法廷/ 終了後: 報告・交流会 大阪弁護士会館1205室

報告・交流会: 地震動過小評価問題、9月9日政府交渉報告・防災訓練監視報告等



美浜原発から 30km 圏内には琵琶湖が入る。そのため、滋賀県のみならず関西一円の不安の声は強い。滋賀県は、独自に行ったシミュレーションを基に滋賀県版UPZを設定した（甲状腺等価線量で100mSvを超える地域が最大で43km地点、県内全域が50mSvの被ばくになると予測）。高島市・長浜市が含まれ、琵琶湖の北側は43kmにすっぽり入る。

関西1,400万人の命の水源地である琵琶湖が汚染されれば、被害は深刻だ。風下の岐阜・東海地方にも影響が及ぶのも明らか。さらに、福井県南越前町、越前市、越前町も30km圏内に入り、福井市内にも被害は及ぶ。関電と国は、美浜3号の寿命延長について、福井・滋賀県民はもとより、事故の影響が及ぶ周辺住民に対して、説明会を実施し住民の声を聴くべきだ。

◆熊本地震や福島原発事故の教訓から目を背けた規制委の審査

規制委が8月3日にまとめた美浜3号の「審査書案」は、新基準に適合しているかの判断であり、新品同様の原発を想定したものだ。老朽化については、別途「運転期間延長審査」で実施するというが、これについてはパブコメもない。

これまでも紹介しているように、美浜原発は断層の巣の中にある。島崎邦彦氏は、熊本地震を踏まえて、現行の入倉・三宅式では地震規模が過小となることは明らかで、実測値と比べると地震規模は1/3.4もの過小評価になると示している。「入倉・三宅式は過小評価になるので使うべきではない」と警告を発している。美浜3号の基準地震動は、この入倉・三宅式を使った評価で993ガルである。これを武村式(または熊本の実測値)で評価しなおせば約1500ガルとなり、クリフエッジ(1320ガル)を超えてしまい、事故時には大惨事となる。

島崎氏の提言を受けて規制庁は「大飯原発で武村式を使って試算したが、武村式を推本(国の地震調査研究推進本部)レシピに当てはめると矛盾が生じる」として、9月9日の規制庁交渉では、推本レシピが未熟であることを認めた。そうであれば、推本レシピが根本的に改革されるまでは、原発の再稼働はやめるべきだ(6頁参照)。

規制庁は「今回の試算は『地震モーメントを武村式(1998)で算出し、その他は関西電力と同じ手法で地震動を評価する』という課題に取り組んだ」としながら、試算では関電の手法を再現できなかった。これについて交渉では、関電がどのような計算をしたかは「ブラックボックス」と述べ、関電に詳細を聞くこともしなかったという。これでは関電いいなりの審査だ。

また交渉では、原発の耐震安全性評価では、熊本地震のような繰り返しの揺れによる疲労破壊の評価を実施していないことを規制庁は認めた。美浜3号の主給水系配管の疲労割れを想定した耐震評価では、疲労累積係数が0.934で、余震による揺れが加われば許容値1を超え破断の可能性が高い。しかし、この場合の審査は行われていない。「余裕を持っている」とか「基準地震動並みの揺れがくれば原発は止めて点検する」等と答えていたが、止まったとしても、その後の余震で配管が破断すれば冷却は不可能となり大惨事に至る(9頁参照)。

このように、規制委の審査は、熊本地震や福島原発事故の教訓から目を背け、住民の命と安全を守るという視点はなく、再稼働ありきが最優先となってしまっている。これらの危険性や審査の実態を広く知らせていこう。

◆熊本地震の教訓を無視して、「屋内退避が基本」と強弁する規制庁

9日の交渉には、熊本からも参加された。地震で屋内退避できず、屋外や車中での避難を余儀なくされた現実を訴えた。原発事故が重なれば、屋外で被ばくは避けられない。屋内退避は机上の空論でしかない。この問題は、全国の自治体からも不安や指針見直しの声が上がっている。朝日新聞のアンケート結果（8月3日の紙面掲載）では、UPZ圏内の21道府県と135市町村の内、約半数の71自治体が「不安はある」と回答し、静岡県や京都市など37自治体が指針を「見直す必要はある」としている。滋賀県は5月に「地震との複合災害で屋内退避は非現実的。30km圏外への避難の検討が必要」と国に指針の見直しを提言している。京都府や関西広域連合も同様の要請を出し、複合災害への市民の不安が高まっていることを示している。

規制庁は震災の熊本現地を視察したこともなく、屋内退避の検討さえしていないことが交渉で明らかになった。それでも「屋内退避が基本」と繰り返すだけだった。参加者は、まず現地を視察し、地元の声を聴き、屋内退避が基本の指針を見直すべきだと求めた（10～11頁参照）。

◆規制委は安定ヨウ素剤の服用の判断について「明確な基準はもっていない」

交渉では、規制庁（核物質防護課、避難の基準等担当部署）と内閣府（原子力防災担当）が同席し、8月27日に福井・京都等と国が行った合同防災訓練についても取り上げた。訓練では、福井県UPZ住民に対して、一時避難所で安定ヨウ素剤に見立てた飴玉が配布されたが、最後まで服用の指示はなかった。

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、PAZ（5km圏内）は、避難と同時に原子力災害対策本部又は地方公共団体が服用の指示を出すことになっている。一方、UPZ等では、まず、規制委員会が必要性を判断し、その後に災害対策本部等が服用の指示を出す（下記の指針参照）。

それでは、規制委は何をもって服用の「必要性を判断」するのか？判断の具体的基準は何か？と問うた。規制庁の担当者は「明確な基準は持っていない」と明言し、「施設の状況等を見て」と一般論を述べ、さらに「専門家の会合を開いて判断・・・」と答えた。「専門家とは誰なのか」と聞いても答えられなかった。

・PAZ外においては、全面緊急事態に至った後に、原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。（原子力災害対策指針58頁 規制委員会 下線は引用者）

・PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用する。（同上 下線は引用者）

規制委が服用の必要性を判断する基準を持っていないとなれば、服用時期が遅れたり、服用指示が出されない可能性さえある。福島県の子どもたちに甲状腺がんが多発し、原発事故によるものだということも明らかであるにも関わらず、事故後5年半たっても、服用の基準さえ決めていない。こんな状況で、川内原発や伊方3号の運転を続け、再稼働を推し進めるなど許されることではない。「避難と同時に服用する」という基準を指針に明確にすべきだ。

さらに、安定ヨウ素剤の配布方法にも問題がある。UPZでは各市町に数か所か1箇所でのみ保管し、避難時に職員が保管場所から一時集合場所（学区ごとの公民館・体育館等）に運搬することになっている。これでは時間がかかり、一時集合場所で長蛇の列を作り、住民は被ばくしながら安定ヨウ素剤の到着を待つことになる。

また、「簡易問診」での配布も問題だ。訓練では、一時集合場所で県の職員等から「アレルギー

一はありますか？」と、わずか数分の「簡易問診」だった。国や自治体は常日頃、「医師等によるしっかりとした問診が必要」と強調している。ところが訓練となると「迅速な避難のためには簡易問診でいい」としてしまっている。しかし、「迅速な避難」のためには事前配布が一番だ。一時集合場所に全員が立ち寄ることなく避難できる。

安定ヨウ素剤は、しっかりとした問診と説明の上で事前配布し、避難と同時に服用することが基本原則ではないのか。

◆国のマニュアルに違反している福井県の防災訓練

国の指針のいい加減さと同時に、訓練では、その指針やマニュアルにさえ違反していることも明らかになった。今回の防災訓練では、福井から兵庫に避難する訓練が初めて行われた。昨年12月の「高浜地域の緊急時対応」に基づき、綾部PA（あやべ球場駐車場）では、車両と人のスクリーニング・除染訓練が行われた。ここは、入口と出口が同じで、汚染された車両と除染後の車両が同じ通路を通るため、除染の意味がなくなる。

規制庁のマニュアルでは、下記のように「一方通行」となっている。綾部PAはマニュアルに違反しているのではないかと問うと、規制庁は「一方通行でやる必要がある。福井県等は検討すべき」と答え、マニュアルに反していると認めた。京都府南丹市の美山長谷運動公園のスクリーニング場所も出入り口は同じとなっており、同様に違反となる。これら2か所は計画から除外し、福井県は避難計画を根本から見直す必要がある。住民の安全より避難計画の形だけ整えて、再稼働の準備ができているとのパフォーマンスは許されない。

車両や住民の移動を一方通行とするなど、簡易除染が不要な車両、住民及び携行物品が汚染しないようにしてください。（「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」6頁 2.4（原子力規制庁 原子力災害対策・核物質防護課 下線は引用者）

原子力防災訓練は、放射能からの避難であり、被ばくを避けることが最も本質的な性格であるにも関わらず、8月27日の訓練はそのことを全く曖昧にした茶番そのものだった。住民や職員の安全はないがしろにされている。

屋内退避訓練は「10～15分後には自主的に終了」。若い女性職員がマスクもなしに屋外で車を誘導したり、要援護者の避難訓練では、電話確認だけで実態は何もしない等ずさんなものだった（12～15頁参照）。

◆老朽原発廃炉を求める署名を広げよう

安定ヨウ素剤の「事前配布と避難時に服用」を国の指針に明記させよう

美浜3号の地震動の過小評価や審査のずさんな実態を宣伝していこう。被害をこうむる周辺住民への説明を求めていこう。10月末の最終集約に向けて老朽原発廃炉を求める署名を広げ、再稼働に反対する声を強めよう。

安定ヨウ素剤の服用を判断する具体的な基準がない問題について、住民・議員や自治体に広く伝え、全国各地で議論を巻き起こそう。

鹿児島県いちき串木野市では、事前配布を求める陳情が議会に出されている。佐賀では県内と避難先の福岡県の自治体・議会に、事前配布を求める申し入れが行われている。京都府北部でも署名活動等が取り組まれている。これらの運動を基盤に、各自治体への働きかけと同時に、川内原発、伊方原発を止めて、5km圏外でも「事前配布と避難時に服用」を指針に明記するよう国に求めよう。福島原発事故の被害者・支援者とも連携し、全国的な取り組みを準備しよう。

福島原発事故と熊本地震の教訓も省みず、再稼働に突き進む政府・規制委をけん制し、歯止めをかけていこう。